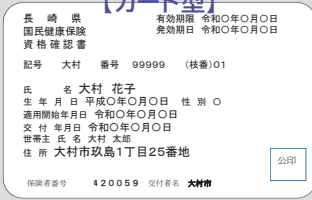


# マイナ保険証を基本とする仕組みになりました

保険証は廃止され、マイナ保険証の保有状況に応じ「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付しています。マイナ保険証の登録は、医療機関等の読み取り機やマイナポータル、国保・後期保険課窓口で行えます。

【カード型】



マイナナンバーカードを取得し、  
保険証の利用登録が済んでいる  
(=マイナ保険証あり)

いいえ

はい

「資格確認書」を交付

※医療機関等に提示してご利用ください。

「資格情報のお知らせ」  
を交付

※マイナ保険証とあわせて大切に保管してください。

【A4サイズ】



## 病院を受診したとき

### 自己負担割合（一部負担金）

	6歳未満*1	2割
	6~69歳	3割
	70~74歳	2割 または 3割*2

\*1… 6歳の誕生日以降の最初の3月31日までは、2割(6歳の誕生日が4月1日の場合はその前日まで)となります。

\*2… 同一世帯で70歳から74歳の国保被保険者(以下「対象者」)のうち、一定以上の所得(住民税課税所得145万円以上)がある人がいる世帯は、3割となります。ただし、①対象者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下であり、②対象者の合計収入が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、負担割合が2割となります。

## 70歳になったら

負担割合が2割または3割になります。

70歳になる月の月末(1日生まれの人は前月末)までに、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。切り替えの手続きは不要です。

## 入院したときの食事代の標準負担額(1食あたり)

R8.6時点

区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
住民税課税世帯	・70歳未満の区分「ア」「イ」「ウ」「エ」の人 ・70歳から74歳までの区分「一般」、 「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」「現役並みⅢ」の人	510円*1	550円*1
住民税非課税世帯	・70歳未満の区分「オ」の人 過去12か月で90日までの入院	240円	270円
	・70歳から74歳までの区分「低Ⅱ」の人 過去12か月で90日を超えた入院	190円*2	220円*2
	・70歳から74歳までの区分「低Ⅰ」の人	110円	130円

\*1… 住民税課税世帯のうち、指定難病や小児慢性特定疾病の患者など一部の人は、令和8年5月31日までは1食あたり300円、令和8年6月1日以降は330円となります。

\*2… 住民税非課税世帯で世帯区分が「オ」または「低Ⅱ」の人が1年以内に90日を超えて入院した場合、食事代の減額を受けることができますが、その適用を受けるためにはマイナ保険証を利用する場合であっても、長期入院の認定申請が必要です。

## 実際に病院に支払う金額

実際に病院に  
支払う金額

=

一部負担金  
上限:限度額まで

+

食事代 × 回数  
(入院した場合)

+

保険外診療費用

例:差額ベッド代・パジャマ代・  
健康診査費用・文書料等

▶限度額については  
P5からP6で詳しく解説!